

2013年(平成25年)1月24日

原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見書

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史

第1 はじめに

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「支援法」という。)が成立した。同法は、放射線の健康への影響が科学的に十分に解明できていないことを前提に、一定以上の放射線被ばくにさらされている地域の住民に対し、避難することも、とどまることも、避難先から帰還することも、それぞれに意思に基づいて選択できるよう支援することを定めている。

しかしながら、同法第5条により政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)は、未だ策定されておらず、同法に基づく支援は、既に同法が成立してから半年以上たっているにもかかわらず、実施されていない。

当会は、平成7年の阪神淡路大震災を経験し、被災者支援を継続的に実践してきた経験を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所で生じた原子力事故が発生して以後、兵庫県下に避難されてきた避難当事者への支援のため、避難当事者を対象とする「なんでも相談会」を開催し、あるいは、避難当事者が集まる場に参加し法的助言等を行う活動等をする中で、避難当事者の具体的なニーズを聴き取る活動をしてきた。

また、当会は、兵庫県下の社会福祉協議会や民間の避難者支援団体と連携し、避難当事者を継続的に支援する活動を行っている。

兵庫県下には、現在、兵庫県が把握しているだけでも1039名の避難者がおり(平成24年12月7日時点)、彼ら・彼女らは、それぞれ、日々生活再建に追われている。中には、避難したものの、安定した収入が得られず、生活に困窮している者も存在する。

本意見書は、政府に対し、支援法を速やかに実施することを強く求めるものであり、同法を実施するに際して策定される基本方針（支援法第5条）に関し、留意し、盛り込むべき事項について意見を述べるものである。

「はじめに」の最後に、次のことを強調しておく。政府には、“被ばくによる健康被害を否定できない”という前提に立って、被災者1人1人の生活に必要な施策等を実施することが求められる。

平成24年11月9日付け日本経済新聞において、チェルノブイリ原発事故の除染などに関わって低線量の放射線を浴びた作業員を20年間にわたって追跡調査した結果、白血病の発症リスクが高まったという研究者の発表が紹介されたところであり、現在の科学的知見によれば、低線量被ばくであったとしても、健康に対するリスクを否定できないと言えるのが現状である。

政府は、このような現状認識を踏まえ、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書に拘ることなく、支援法に基づく基本方針を策定すべきである。

第2 基本方針（支援法第5条）策定に関し、留意し、盛り込むべき事項

1 基本方針策定過程について

- (1) 基本方針の策定にあたっては、支援法第5条3項に基づき、同方針を策定する委員会を設置すること。
- (2) (1)の委員会の構成員には、様々な地域に避難している被災者を含めること。
- (3) (1)の委員会は、各地避難者との間で、積極的に意見交換を行う場を設けるなどして、具体的かつ積極的に、全国の被災者の声やニーズを集約すること。

2 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向（支援法第5条2項1号）について

- (1) 憲法が定める生存権や幸福追求権、国際人権（社会権）規約及び子どもの権利条約が定める到達可能な最高水準の健康を享受する権利並びに支援法第2条で規定する基本理念に忠実な施策の実施
- (2) 被災者の範囲を、本件事故当時、支援対象地域に居住していた者に限らず、

今後、新たに支援対象地域に居住する者や、これから生まれてくる被災者の子どもについても広く含むこと

- (3) 居住、移動及び帰還に関する自己決定権の保障と効果的な施策の実施
- (4) 被ばくを回避する市民の権利の保障
- (5) 被災者に対するいわれなき差別を防止するためのあらゆる施策の実施
- (6) 予防原則に基づき、“被ばくによる健康被害を否定できない”という前提に立った上での、健康被害の未然防止
- (7) 支援対象地域の環境又は被災者の生活の完全な回復を目指した長期的・継続的支援の実施

3 支援対象地域に関する事項（支援法第5条2項2号）について

- (1) 支援対象地域の指定基準となる放射線量の「一定の基準」（支援法第8条1項）は、外部被ばく及び内部被ばくの双方を含め年間追加線量1ミリシーベルトとすること。

もっとも、被ばく線量にかかわらず福島県全域を支援対象地域に指定すること。

- (2) (1)の指定にあたっては、当面の間、モニタリングポスト等による空間線量の測定結果に基づく指定を行わざるを得ないと考えられるが、事故直後の、特に子ども・妊婦の内部被ばく・外部被ばくについて、速やかに、「適切な」推計を行い、上記(1)の基準に該当するおそれのある地域を、支援対象地域として追加指定すること。

4 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。）（支援法第5条2項3号）のうち、「支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援」（支援法第9条）「支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援」（支援法第10条）について

少なくとも、以下のことを具体的に盛り込むべきである。

(1) 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援（支援法第9条）

① 移動費用について

- ア 交通費の支給（二重生活の親子が定期的に会うための公共交通機関の交通費やガソリン代など。）
- イ 引越一時金の支給（既に自力で引っ越しした者に対する支給も含む。）
- ウ 高速道路の無料化
- エ 主な支援対象地域へのツアーバス等を運行する業者への助成

② 住宅の確保について

- ア 公営住宅の提供期間の延長
- イ 民間住宅の借上げ制度の期間延長，同制度利用に当たっての回数制限の緩和
- ウ 既に自力で賃貸借契約を締結して住宅を確保した者に対する家賃・共益費等の援助（援助実施期間は，民間住宅の借上げ制度の期間に準ずること）
- エ 被災者のコミュニティの維持・継続のための配慮
- オ 二次避難・三次避難の際でも，住宅支援を実施すること

③ 子どもの移動先における学習等の支援について

- ア 子どもの転校の円滑化のために必要な施策の実施
- イ 子どもの学習面の遅れや精神面の支援のため，補習及びカウンセリングの実施等の必要な施策を行うこと
- ウ 原子力事故の実態や放射線に関して正確な理解を深めるための学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発活動の実施及びいじめや差別に遭わないための施策の実施

④ 移動先における就業支援について

- ア 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（重点分野雇用創造事業）の延長及び対象者の拡大
- イ 被災者を雇用した企業への助成金・補助金の制度の制定
- ウ 被災者に対する職業訓練の積極的な実施及び就労までの間の経済的援助の実施
- エ 母子又は父子で避難している被災者が就労を希望する場合は，保育所

や学童保育の利用の優遇措置を実施し、また、利用料金の減免措置等を定めること

オ 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者に対する従来の債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助の実施

⑤ 移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策について

ア 被災者に対する移動先の各地方公共団体の基本的責務として、被災者に最も身近な地方公共団体として等しく被災者に対する施策を実施し、また、被災者の孤立感を解消する重要な役割を有している旨を明記すること

イ 住民票の異動の区別なく、被災者に対する移動先における地域の住民として同等な行政サービスの提供

ウ 各都道府県及び各市町村に被災者の相談、支援対策を行うワンストップ窓口（「避難者支援センター」仮称）の設置

エ 移動先の地域における被災者の公共交通機関の交通費の支援

オ 移動先の地域における被災者の水道光熱費等の減免等の支援

カ 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流の促進（具体的には、交流する「場」を提供し、その「場」を広報する役割を担うこと）

キ 被災者に対する移動先の地域及び支援対象地域の情報（除染状況・生活情報等）の継続的な提供

⑥ 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持について

ア 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体とが、相互に、移動した被災者の動向、及び、当該被災者の居住していた支援対象地域の情報などについて情報を共有すること

イ 原発避難者特例法の指定市町村を、支援対象地域の全市町村へ拡大するとともに、同法の特例事務を抜本的に拡充すること

⑦ 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援について

ア 家族との面会に当たっての交通費の助成（高速道路の無償化も含む。）

イ 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等により、家族の再統合・維持を促進する施策を行うこと

- ウ 被災者に対する子育て支援サービス（一時預かり保育事業，子育て短期支援事業，ひとり親家庭等日常生活支援事業等）の開放
- ⑧ その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のため必要な施策について
 - ア 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用の徹底
 - イ 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するための移動先の被災者の情報開示に関するルールの制定
 - ウ 避難者支援団体が継続的に支援できるようにするための施策

(2) 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（支援法第10条）

- ① 支援対象地域への帰還費用の助成
- ② 帰還先である支援対象地域での住宅確保
- ③ 帰還先である支援対象地域での就労支援の実施
- ④ 帰還先である支援対象地域での学習支援等の実施
- ⑤ 帰還先である支援対象地域での病院，商店，教育機関などの生活インフラ全体の整備

5 避難指示区域から避難している被災者への支援（支援法第11条）

- ① 今後の除染計画とその効果についての正確な情報を提供すること
- ② 除染ボランティア等の作業拠点となる宿泊施設の設置
- ③ 避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査
- ④ 帰還が長期にわたって困難となる被災者の生活再建についての相談と具体的な支援の実施
- ⑤ 長期化する避難生活における被災者の生活の具体的な支援の実施
- ⑥ 長期化する避難生活における被災者の心身の健康を維持するために必要な事業等への支援

6 放射線による健康への影響に関する調査，医療の提供等（支援法第13条）

① 国による健康管理体制の確立

ア 国による常設の健康支援センターの設置及び独立した健康調査検討委員会の設置

イ 福島県が実施している県民健康管理調査に代わる，国を実施主体とする被災者向け健康診断の実施

a 調査ではなく「予防原則」に立つ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。

b 無料で生涯にわたって実施すること。

c 福島県民に限らず初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること。

d 甲状腺がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと。

e 医療費減免のための健康手帳の発行，本人への適切な情報開示及び説明機会の確保を行うこと。

f 第三者機関による信頼性の担保を行うこと。特に「予防原則」に理解ある医師・学識経験者に加え，一定数以上の被災者や市民の代表によって構成されること。

② 現在福島県民に対して実施されている県民健康管理調査に関してはセカンド・オピニオンを得るための健診に関して，費用補助を行うこと。

7 意見の反映等（支援法第14条）

① 国によって，支援法そのものの存在やその意義及びその内容に関して，国民全体に対する周知を徹底するための広報措置をとること。

② 国と関係自治体との共同による「子ども・被災者支援法専門窓口（仮称）」を各地に設置すること。

③ 基本方針の策定・変更及び施策の実施状況に関する被災者，避難者，支援団体及び関係行政機関からなる常設機関を設置し，継続的にこれらの意見が反映できる体制を構築すること。

以上